

(仮訳)

国際連合

CRC

児童の権利に関する条約

配布:

一般

CRC/C/15/Add.231

2004年2月26日

原語: 英語

児童の権利委員会の総括所見: 日本

2004年2月26日

CRC/C/15/Add.231 (総括所見/コメント)

条約略称: CRC

児童の権利委員会

第35回会期

条約第44条に基づき

締約国から提出された報告の審査

総括所見: 日本

(訳注: 本文中、特段の断りがない限り、条約は『児童の権利に関する条約』を、委員会は『児童の権利委員会』を指す。)

1. 委員会は、日本の第二回定期報告(CRC/C/104/Add.2)を2004年1月28日の第942及び943回会合(CRC/C/SR.942-943 参照)において審査し、2004年1月30日の第946回会合(CRC/C/SR.946)において、以下の総括所見を採択した。

A. 序論

2. 委員会は、締約国における児童の状況について明確な理解を与えた、締約国による包括的な定期報告及びその質問リスト(CRC/C/Q/JAP/2)に対する詳細な書面回答の提出を歓迎する。更に委員会は、多くの省庁にまたがる代表団の構成に好意的に留意するとともに、率直な対話及び討議中になされた提案及び勧告への前向きな対応を歓迎する。

B. 肯定的側面

3. 委員会は、

- (a) 児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法(1999 年)及び児童虐待防止法(2000 年)の制定、
 - (b) 2001 年の児童の商業的性的搾取に反対する国内行動計画の策定、
 - (c) 2003 年の青少年育成施策大綱の策定、
- について好意的に留意する。

4. 委員会は、締約国が政府開発援助の絶対額において最大のドナー国であること、及びその援助の相当額が保健や教育を含む社会開発に配分されている点につき、好意的に留意する。

5. 委員会は、2000 年の就業が認められるための最低年齢に関するILO条約第138 号及び、2001 年の最悪の形態の児童労働の禁止及び撤廃のための即時の行動に関する同条約第182 号の締約国による批准を歓迎する。

C. 懸念の主要分野及び勧告

1. 一般的実施措置

委員会の前回勧告

6. 委員会は、締約国の第一回報告(CRC/C/41/Add.1)を審査した結果作成された懸念及び勧告(1998年6月24日付CRC/C/15/Add.90)の幾つかが法的措置及び諸政策を通じて対処されたことについて留意する。しかしながら、特に、差別の禁止(パラ35)、学校制度の過度に競争的な性格(パラ43)、そしていじめを含む学校での暴力(パラ45)に関する勧告については、十分なフォローアップが行われなかった。委員会は、本文書において、これらの懸念及び勧告が繰り返されていることについて留意する。

7. 委員会は、締約国に対し、第一回報告に関する総括所見に含められた勧告で未だに実施されていないものにつき対処し、また、第二回定期報告に関するこの総括所見に含まれる懸念リストに対処するために、あらゆる努力を行うよう求める。

解釈宣言及び留保

8. 委員会は、締約国による第9 条及び第10 条に関する解釈宣言並びに第37 条(c)に関する留保について懸念する。

9. 1993年の世界人権会議で採択されたウィーン宣言及び行動計画(A/CONF.157/23)に従い、委員会は、締約国が条約に付している解釈宣言及び留保を撤回することを求める勧告を繰り返す。

法制度

10. 委員会は、国内法制度が条約の原則及び規定を十分に反映していないこと(例えば本最終見解パラ22, 24, 31 参照)及び、裁判所が条約を直接に援用できるのにもかかわらず、実際には行われていないことを懸念する。

11. 委員会は、締約国が、その法制度について包括的に再検証すること、また、その制度が条約の原則及び規定並びにそこで記されている権利に基づくアプローチの整合を確保すべく必要な全ての措置をとることを勧告する。

調整及び国内行動計画

12. 委員会は、内閣府における、児童及び青少年に関する諸施策の調整を行う権限を持つ青少年育成推進本部の設立及び、上述の青少年育成施策大綱の策定を留意する。しかしながら、委員会は、同大綱が包括的な国内行動計画ではないこと、及び同大綱の作成及び実施において児童及び市民社会の参加が不十分であったことを懸念する。

13. 委員会は、締約国が、

(a) 市民社会や青少年組織との協力により、青少年育成施策大綱が権利に基づいたものであり、条約の全ての分野を包含し、かつ、国連子ども特別総会の成果文書である「子どもにふさわしい世界」におけるコミットメントを考慮に入れたものであるよう確保すべく同大綱を強化すること、

(b) 青少年育成施策大綱が新たに生じる課題や問題に効果的に対処できるよう確実にするため、市民社会や児童と共に絶えず検証していくこと、
を勧告する。

独立した監視

14. 委員会は、条約の実施状況を監視するための全国的な独立した制度が存在しないことを懸念する。また同時に、委員会は、3つの県が地元でオンブズマンを設立したとの情報及び人権委員会設立に関する法案が次期国会に再提出されるとの情報を歓迎する。代表団によって提供された、法案では人権委員会が法務大臣に対し責任を負うことを想定しているとの情報に照らし、委員会は、その機関の独立性につき懸念を有する。加えて、計画されている人権委員会が、条約の実施の監視に関して明確な権限を付与されていない点につき懸念を有する。

15. 児童の権利の保護及び促進における国内人権機構に関する一般コメント第2号(2002年)に照らし、委員会は、締約国が、

(a) 人権の保護及び促進のための国内機構の地位に関する原則(パリ原則、総会決議48/134、別添)に従い、予定されている人権委員会が独立かつ効果的な機関を確保するよう、人権

擁護法案を再検証すること、

(b) 人権委員会が、条約の実施を監視し、児童からの申し立てに対して、児童の立場にたつて、迅速な手法で対応し、また、条約に基づく児童の権利の侵害に対する救済方法を提供するための明確な権限を付与されるよう、確保すること、

(c) 都道府県における地方オンブズマンの設立を促進し、それらオンブズマンと人権委員会と調整するための制度を設立すること、

(d) 人権委員会と地方レベルのオンブズマンに適切な人材と財源を供給し、児童が利用しやすいものとするよう確保すること、

を勧告する。

データ収集

16. 委員会は、条約における全ての分野に関する0歳から18歳までの全ての児童についての包括的データの欠如について懸念を有し、また、0歳から18歳までの児童に配分されている財源に関し情報が欠如している点について懸念する。

17. 委員会は、締約国が、既存のデータ収集メカニズムを強化し、必要ならば、条約における全ての分野に関するデータを収集し、特に18歳未満の全ての者について年齢別に、性別、民族、先住民族別により分類するよう確保するために、新たな追加的なデータ収集メカニズムを設立することを勧告する。また、委員会は、締約国が、支出の影響、そしてコストを考慮して、様々な分野における児童のための各種サービスのアクセス度、質及び効果を評価するために、公共、民間、NGOの分野において、0歳から18歳までの児童のために使用されている国家予算額及びその比率を明らかにし、児童のための予算配分に関するデータを収集することを勧告する。

市民社会との協力

18. 市民社会との協力関係が改善傾向にあるとの代表団からの情報に留意しつつも、委員会は、特に児童の権利の分野において、政府とNGOとの間の対話の欠如について懸念する。

19. 委員会は、条約及び委員会の総括所見の実施において、締約国が、計画的に市民社会と協力することを勧告する。

広報及び研修

20. 委員会は、裁判官、教師、警察官、矯正職員、保護観察官及び入国管理局職員に対する研修が締約国により実施されていることを歓迎する。しかしながら、委員会は、児童や社会全般、児童と共に又は児童のために働いている職業従事者が、条約及びそこに記述されている

権利に基づいたアプローチを十分に認識していないことについて懸念する。

21. 委員会は、締約国が、

(a) 社会一般及び児童に対し、条約について、特に、児童が権利の主体である事実についての啓発キャンペーンを強化すること、

(b) 条約の原則及び規定に関する教育及び研修を、児童と共にまた児童のために働く全ての人々、特に、教師、裁判官、弁護士、国会議員、法執行者、公務員、地方自治体職員、児童を拘禁する施設で勤務する職員、心理学者やソーシャル・ワーカーを含む保健関係職員に対し引き続き、組織的に実施すること、

(c) 意識啓発キャンペーン、研修、教育プログラム、児童の態度の変化、行動、扱いに対する影響について評価すること、

(d) 学校のカリキュラムの中に、人権教育、特に児童の権利に関する教育を盛り込むこと、を勧告する。

2. 児童の定義

22. 委員会は、婚姻最低年齢が少年(18歳)と少女(16歳)とで異なること及び性交同意最低年齢(13歳)が低いことについて懸念する。

23. 委員会は、締約国が、

(a) 少女の婚姻最低年齢を少年の最低年齢にまで引き上げること、

(b) 性交同意最低年齢を引き上げること、

を勧告する。

3. 一般原則

差別の禁止

24. 委員会は、法制度が婚外子を差別していること、および女兒、障害のある児童、アメラジアン、韓国・朝鮮人、被差別部落民、アイヌや他の少数民族の子どもそして移民労働者の子どもに対する社会的差別が現存していることについて懸念する。

25. 委員会は、締約国が、婚外子に対するあらゆる差別、特に相続や市民権、出生登録における差別や「非嫡出」なる差別的用語を法律及び規制から撤廃するために法律を改正するよう勧告する。また、委員会は、締約国に対し、特に公教育や意識啓発キャンペーンを通じ、特に女兒、障害のある児童、アメラジアン、韓国・朝鮮人、被差別部落民、アイヌその他の少数民族、移民労働者や難民の児童のために、社会的差別と闘い、基本的サービスへのアクセスを確保するよう、全ての必要で将来を予見した措置をとるよう勧告する。

26. 委員会は、次回定期報告において、人種主義、人種差別、外国人排斥および関連する不寛容に反対する2001年世界会議のフォローアップのために締約国により行われた条約に関連する措置及び計画に関し、第29条についての一般コメント(教育の目的)を考慮しつつ、特定の情報を盛り込むことを要請する。

児童の意見の尊重

27. 児童の意見の尊重に関し、締約国が改善に向けて努力している点につき留意しつつも、委員会は依然として、児童に対する社会の旧来の態度によって、彼らの意見の尊重が家庭、学校、その他の施設、そして社会全体において制限されている点について懸念する。

28. 委員会は、締約国に対し、条約第12条に鑑み、

(a) 児童の意見の尊重を促進し、家庭、裁判所、行政組織、施設及び学校において、児童に影響を及ぼす全ての事項や政策策定への児童の参加を円滑にすること、又、児童がこの権利を認識するよう確保すること、

(b) 児童の意見の尊重に関する児童の権利及び児童に影響を及ぼす事項への児童の参加についての教育面の情報を、特に親、教育者、政府職員、司法官、そして社会全体に提供すること、

(c) 児童の意見がどの程度政策に反映されているか、及び政策や計画、そして児童自身への影響について定期的に検証すること、

(d) 児童が、学校及びその他の教育機関、余暇その他の児童活動のための施設における施策を決定する理事会、委員会、及びその他の集団に定期的に参加することを確保すること、を勧告する。

4. 市民権及び自由

表現及び集会の自由

29. 委員会は、学校の内外で児童により行われる政治活動への制限について懸念する。委員会はまた、18歳未満の児童が集会に参加する際に両親の同意を必要とする点についても懸念する。

30. 委員会は、締約国に対し、条約第13、14、15条の完全な実施を確保するため、学校内外で児童により行われる活動を制限する法律及び規則及び集会への参加について親の同意を必要とすることを再検証することを勧告する。

氏名及び国籍

31. 委員会は、日本人の父と外国人の母の間に生まれた児童は、父親が出産前にその児童を認知しない限り日本の市民権を取得できず、それがしばしば、児童の無国籍化につながったことについて懸念する。また、委員会は、不法移民が彼らの児童の出生を登録することができず、それが無国籍につながったことについて懸念する。

32. 委員会は、締約国に対し、日本で生まれた児童が無国籍にならないよう、条約第7条と適合させるべく国籍法及び関連法及び規則を改正することを勧告する。

プライバシー権

33. 委員会は、児童のプライバシー権が完全に尊重されていないこと、特に、児童の持ち物に対する検査や施設職員が児童の私信に介入する点について懸念する

34. 委員会は、締約国に対し、

(a)私信の尊重や持ち物検査の点も含み、児童のプライバシー権が完全に実施されるよう確保すること、

(b)児童養護施設の最低基準を条約第16条と適合するよう改正すること、
を勧告する。

体罰

35. 委員会は、体罰が、学校において法律にて禁止されているにもかかわらず、依然学校、施設、そして家庭において広く行われている点について懸念を以て留意する。

36. 委員会は、締約国が、

(a)施設及び家における体罰を禁止すること、

(b)体罰に対する姿勢を変えるために、虐待の児童にもたらす悪影響についての啓発キャンペーンを実施し、また、こうした体罰の代替として、学校、施設、及び家庭において、積極的で非暴力的な方法のしつけを推進すること、そして

(c)施設や学校の児童のための虐待申し立てメカニズムが、効果的かつ児童に配慮した方法で、虐待の申し立てに対応するよう強化すること、
を勧告する。

5. 家庭環境と代替的ケア

児童虐待及び放置

37. 委員会は、児童虐待の通報及び調査を改善するために執られた措置が、大きな成果を挙

げたことを歓迎する。しかしながら、委員会は、

(a) 児童虐待の予防に関し、包括的かつ多分野に亘った戦略の欠如、

(b) 訴追件数の少なさ、

(c) 被害者への回復及びカウンセリングサービスが増加する需要を満たさず不十分であること、
について懸念する。

38. 委員会は、締約国に対し、

(a) 特に市民社会、ソーシャル・ワーカー、親そして児童と協力の上、児童虐待の防止のための多くの分野に亘る国家戦略を策定すること、

(b) 家庭での児童虐待の被害者に対する保護措置を改善するために法制度を再検証すること、

(c) 児童相談所において、多くの分野に亘る方法で、心理学的カウンセリングや他の回復措置を被害者に提供する、訓練された職員の数を増加すること、

(d) 法執行機関職員、ソーシャル・ワーカー、児童相談所職員、検察官らに対し、児童に配慮した形でどのように申し立てを監視し、調査し、提訴するかについての研修を増やすこと、
を勧告する。

養子縁組

39. 委員会は、国内及び国際養子縁組に関する監視および規制が不十分であること、そして、国内及び国際養子縁組に関するデータが極めて限られている点について懸念する。

40. 委員会は、締約国が、

(a) 国内及び国際養子縁組の監視システムを強化すること、

(b) 1993年国家間にまたがる養子縁組に関する子の保護及び協力に関するハーグ条約を批准し、実施すること、
を求める。

子の奪取

41. 委員会は、子の奪取に関する保護措置が十分でない点について懸念する。

42. 委員会は、締約国に対し、1980年国際的な子の奪取の民事上の側面に関するハーグ条約を批准し、実施することを勧告する。

6. 基本的保健及び福祉

障害のある児童

43. 委員会は、精神的な障害を含む障害のある児童が、条約で保障された権利を享受するにあたり、依然として不利な立場にあり、また、これら児童が教育制度及びその他の余暇・文化的活動に十分に統合されていない点について懸念する。

44. 障害のある児童に関する1997年の委員会の一般討論日(CRC/C/66,補足V)及び国連障害者の機会均等化に関する標準規則(1993年12月20日付総会決議48/96)を考慮しつつ、委員会は、締約国が、

- (a) 障害のある児童や関連の非政府組織と協力し、障害のある児童に影響を及ぼす全ての施策について、それらが障害のある児童のニーズに適合し、条約や障害者の機会均等化に関する標準規則に沿うものとなるよう見直しを進めること、
 - (b) 教育及び余暇・文化的活動において障害のある児童の統合をさらに促進すること、
 - (c) 特殊教育や障害のある児童へのサービスへの人的財政的資源を増加させること、
- を勧告する。

青少年の健康

45. 委員会は、青少年の間にストレスや鬱を含む精神的感情的障害が多く見られること、及び青少年の精神面の健康について包括的な戦略が欠如していることについて懸念する。委員会はまた、青少年の間に性感染症が増加しつつあることについて懸念すると共に、青少年の薬物中毒についての締約国の懸念を共有する。委員会はまた、18歳未満の児童が医学的治療及びカウンセリングを受ける際に親の同意を必要とする点について懸念する。

46. 委員会は、締約国に対し、

- (a) 青少年の健康に関し、適当な場合には予防措置も含む、精神面の健康、性と生殖面の健康、麻薬中毒及びその他の関連問題に対処する包括的政策を策定するために、青少年の健康に関する調査を実施すること、
 - (b) 18歳未満の児童が、親の同意なしでも医学的カウンセリングや情報にアクセスできるよう法律制度を改正すること、
 - (c) 青少年における精神的感情的障害に関する予防プログラムを策定、実施するとともに、教師、ソーシャル・ワーカー、及びその他の児童に関わる業種の人々に対し、こうした青少年の精神的な健康問題に児童に配慮した形で対処する方法について研修を実施すること、
- を勧告する。

若者の自殺

47. 委員会は、

- (a) 急増する若者の自殺率の高い水準、
- (b) 自殺や自殺未遂及びその原因に関する量的質的データの欠如、

(c)警察が若者の自殺問題に対処する主要機関の一つとして指定されている事実、
について極めて憂慮する。

48. 委員会は、締約国が、児童相談所、ソーシャル・ワーカー、教師、保健従事者その他関連
職業従事者との協力により若者の自殺及びその原因について詳細な調査を実施し、そこで得ら
れた情報を、若者の自殺に関する全国的な行動計画の策定及び実施に活用することを勧告す
る。

7. 教育・余暇そして文化的活動

49. 委員会は、締約国の、教育制度を改革し、条約により適合させるための努力について留意
する。しかしながら、

(a)教育制度の過度に競争的な性格が児童の心身の健全な発達に悪影響をもたらし、児童の
可能性の最大限な発達を妨げること、

(b)高等教育への入学の過度な競争が、公的な学校教育が私教育により補完されていることを
意味し、それは貧困家庭の児童が受けることのできない教育であること、

(c)児童の問題や学校での争いに関する親と教師の間の連絡及び協力が極めて限られている
こと、

(d)日本における外国人学校卒業生の大学入学資格が広げられたのにもかかわらず、未だに
高等教育へのアクセスを拒否されている者がいること、

(e)東京都の定時制学校は、特に中途退学者などに対し柔軟な教育機会を提供するものであ
るが、それらが閉鎖されつつあること、

(f)少数民族の児童が彼ら自身の言語で教育を受ける機会が極めて制限されていること、

(g)検定制度にも拘わらず、いくつかの歴史教科書が不完全乃至一方的な内容であること、
について懸念する。

50. 委員会は、締約国が、

(a)生徒、親及び関連するNGOの意見を考慮しつつ、全ての高校卒業生が等しく高等教育を
受けられるよう、高い教育の質を維持しつつ、学校制度の競争的性格を軽減するためにカリキ
ュラムを再検証すること、

(b)生徒、親の協力により、学校における諸問題や争い、特にいじめを含む校内暴力に効果的
に取り組むための手段をとること、

(c)東京都に対し、定時制学校の閉鎖を再考し、代替的教育を拡充することを推奨すること、

(d)少数民族の児童が自らの文化を享受し、自らの宗教を公言乃至実践し、自らの言語を使用
する機会を拡充すること、

(e)教科書が公平な見方を提供するよう、教科書の検定手続きを強化すること、
を勧告する。

8. 特別な保護措置

性的搾取及び人身取引

51. パラ3 でも明記したように、委員会は、児童買春、児童ポルノ及び児童の保護に関する法律の採択(1999年)及び実施を歓迎する。しかしながら、委員会は、

- (a) 刑法が、男性による女性に対する行為としての強姦罪の狭い定義を維持していること、
 - (b) 性的搾取を受けた被害者の全てが適切な回復及び支援サービスへのアクセスを得ているわけではないこと、
 - (c) 被害児童が犯罪者として扱われているとの報告があること、
 - (d) 「援助交際」すなわち代償のある交際の実例があるとの報告があること、
 - (e) 低い性交同意最低年齢、それが「援助交際」の実践に寄与し、児童の性的虐待の訴追を妨げうること、
- を懸念する。

52. 委員会は、締約国が、

- (a) 少年と少女との等しい保護を確保するために、性的搾取や虐待に関する法制度を改正すること、
 - (b) 児童相談所において、被害者に対して心理的カウンセリングや他の回復サービスを提供する訓練された職員を増加すること、
 - (c) 法執行機関職員、ソーシャル・ワーカー、そして検察官に対し、申し立てを、児童に配慮した方法で、受け付け、監視し、調査し、訴追する方法を訓練すること、
 - (d) 未成年者相手の性的虐待や搾取に関連する法制度や、健康的なライフスタイルについての学校でのプログラムを含む教育プログラムについての資料など、性的サービスの需要者及び供給者を対象にした予防措置を策定すること、そして
 - (e) 性交同意最低年齢を引き上げること、
- を勧告する。

少年司法

53. 委員会による第一回政府報告審査以降、締約国が少年法の改正を実施した点につき留意しつつも、委員会は、改正の多くが条約の原則や規定、そして少年司法の国際的基準の精神に則しておらず、特に刑事責任の最低年齢を16歳から14歳に引き下げたこと、そして司法前拘留が4週間から8週間に延長されたことについて懸念する。委員会は、成人として裁判にかけられ、懲役を宣告された未成年が増えつつあること、そして、未成年が終身刑を宣告されうることを懸念する。最後に、委員会は、疑わしい評判がある場所に頻繁に出入りするなどの問題ある態度をとる児童が少年犯罪者として扱われることについて懸念する。

54. 委員会は、締約国が、

(a) 少年司法基準、特に条約第37,39,40 条、また、少年司法運営に関する国連最低基準規則（北京ルールズ）や少年非行防止のための国連ガイドライン（リヤド・ガイドライン）、また1995 年の少年司法運営に関する、委員会の一般討論、などの完全な実施を確保すること、

(b) 未成年者の終身刑を禁止するよう法制度を改正すること、

(c) 自由の剥奪の最終手段としてのみの使用を確保するために、司法前勾留を含む勾留措置の代替措置の使用を強化し、増加すること、

(d) 16歳以上の児童を家庭裁判所が成人刑事裁判所へ送致できることをその廃止の観点から再検証すること、

(e) 法令に違反する行為をした児童に対し、その法的手続きの間、法的支援を提供すること、

(f) 問題のある態度をとる児童を犯罪者として取り扱わないよう確保すること、

(g) リハビリ及び再統合プログラムを強化すること、

を勧告する。

9. 児童の権利に関する条約選択議定書

55. 委員会は、締約国が、児童の売買、児童買春及び児童ポルノに関する児童の権利に関する条約の選択議定書及び武力紛争の児童の関与に関する児童の権利に関する条約の選択議定書を批准していないことに留意する。

56. 委員会は、締約国に対し、児童の売買、児童買春及び児童ポルノに関する児童の権利に関する条約の選択議定書及び武力紛争の児童の関与に関する児童の権利に関する条約の選択議定書を批准するよう勧告する。

10. 文書の広報

57. 条約第44 条パラ6に照らし、委員会は、締約国による第二回定期報告及び書面での回答が、広く公衆一般に提供され、報告を、関連の議事要録及び委員会により採択された総括所見とともに出版することを検討するよう勧告する。このような文書は、政府、国会、及び関連のNGOを含む国民一般において、議論を促進し、条約を認識させ、そして条約の実施及び監視を促進するためにも広く配布されるべきである。

11. 次回報告

58. 委員会は、2006年5月21日までに、締約国から、120ページ（CRC/C/118 参照）を超えない第三回定期報告を受領することを期待する。

（了）